



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(厚生労働二六)

省 令

○厚生労働省令第二十六号  
臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十條の三第一項及び第二項並びに第二十條の九の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和二年三月五日  
臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
附 則 1 3 (略) (経過措置)	附 則 1 3 (略) (新設)
4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る検体検査を行うために開設される衛生検査所については、当分の間、第十一条から第十二条の三までの規定の一部を適用しないことができる。	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条の規定の一部については、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）に係る検体検査を行うために開設される衛生検査所について、当分の間、適用しないことができる。

第二条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条の規定の一部については、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）に係る検体検査を行うために開設される衛生検査所について、当分の間、適用しないことができる。